

AA19980041 J1

東大大学院

米大学の日本校に門戸

198.6.6 朝日新聞

5人が受験 文部省は「認めず」

東京大大学院が、米デンブル大の日本校ニテンブル大ジャパン(東京都)を

つた。文部省は「学校教育

ある。

法一条の枠外の学校出身者は基本的に大学や大学院の受験資格はない」との方針だ。同校は米国の本校と同様の卒業資格を与えられるが、国内では民間教育施設の扱い。こうした「非一学校」に国立大が自主的な判断で門戸を開いた例はなく、今後、民族学校やインターナショナルスクールなどの各種学校に関しても国立大・大学院の受験資格緩和の動きが広がる可能性も

大学や大学院の受験資格については学校教育法施行規則で定められている。東大側は「願書が来る都度、ヒアリングなどを通じて本校と分校の一体性、教育システムを確認し、大学卒業と同等以上の学力があると認定した結果、テンブル大ジャパンの四人の受験資格を認めた」と説明。別の米大学日本校出身者一人を加え、これまでに受験した五人は、いずれも不合格だ。

たという。

文部省大学課は、「このケースについては事実関係を正確に把握していない」とする一方で、一般論として「外国人学校など各種学校の高卒卒業生の大学入試が認められないのと同様、米大学の日本校は一般の大学と同等とは認められず、大学院の受験資格はない。実際に受験したとすれば、学校教育体系の解釈を誤っていると言わざるを得ない。今後、重ねて指導したい」と話している。

学校教育法第一条

学校の範囲を「小、中学校、高校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園」と定めている。